

最終到達度確認試験問題

2023/7/24

松岡 久和

第1問 以下の事実を読んで、下記の問題に答えなさい。(60点)

(事実)

1. 2019年10月11日当時、AとBは、ともにC市立D小学校の小学5年生(満10歳)であった。教員Eの指導の下に放課後のクラブ活動としてソフトボールの練習試合を行っていたところ、バッターだったAの打ったボールが、3m離れたところにいたBの頭に当たった。校庭を使うクラブ活動の際には、ボールを防ぐネットのようなものは設置されていなかった。Eは、常々、指導している児童には、バッターボックスから3m離れたネクストバッターの位置を示す白線より離れているよう命じ、また、ボールの行方には気をつけるようにと注意をしており、児童たちはおおむねその指示を守っていたし、Bも指示どおりの位置に立っていたが、バッター以外にはヘルメットは用意されていなかった。たまたまチームメイトFから声を掛けられて振り返った瞬間にボールが飛んできたため、Bは避けられなかった。
2. Bには目立った外傷はなく、Eに対して、B自身も大丈夫だと述べた。Eは、直後にBの保護者であるGに連絡して、念のために病院で検査を受けた方が良いと勧めたが、Gは、難民認定申請中の外国人で健康保険が使えなかったため、Bを病院には連れて行かなかった。
3. 同年12月頃、Bの左眼の視力が急に低下した。Bの様子が変だと気付いたEが、Bを病院に連れて行って検査を受けさせたところ、Bには、眼に先天的な疾患があり、1の事故の直後に適切な処置を受けていなかったため、事故の後遺症と先天的な疾患が重なって失明に近い状態になっている、ということが明らかとなった。
4. 翌2020年3月には、学校事故の保険金と、Eおよびクラブ員の親Hら有志から集めた見舞金がGに支払われた。その頃、片目を失明状態になったBの労働能力喪失率が45%であり、将来の就職にも支障が残るということを知ったGは、さらに損害賠償責任を追及できないかと考えたが、難民認定申請の不認定通知(家族共々収監されて国外退去処分となるかもしれない)を受けた2023年7月24日現在まで、何も行動を起こさなかった。

問1 Gから相談を受けた弁護士である君は、誰を相手に、何を根拠に、損害賠償責任を追及することが可能かを示したうえで、責任が認められないかもしれないこと(責任の成否の問題に限る。責任範囲は問2で尋ねる)をもGに説明しなさい。

(整理のための参考：登場人物の記号一覧)

A：バッターだった児童、B：被害児童、C：市、D：小学校、E：指導教諭

F：声を掛けた児童、G：Bの保護者、H：Aの親。

問2 問1で仮に誰かの損害賠償責任が認められるとした場合において、賠償が認められる損害の額について、本件で問題になりうる点を検討しなさい。

2023年度民法総合演習

第2問 第1問の1から3（4の事実は以下の4と抵触する限りで存在しなかったものとする）の事実に加えて次の事実が生じた場合に、下記の問題に答えなさい。（40点）

（事実）

4. 2021年11月頃、Gは、Hに対して、Bへの損害賠償として1200万円を支払うよう求め、何度かの交渉がされたが、Hは、賠償責任を争い、支払を拒んできた。
5. 2022年7月20日、Hは、I銀行から年利4%の利率で1年後に元利金をまとめて返済すると約して1000万円を借り受ける本件契約を結んだ。Hは、借入金1000万円を、同銀行のB名義の預金口座に入金するよう指図し、IはそのとおりBに入金した。
6. 2023年7月20日、HはIに元利金を返済しなかった。IがHに返済の督促を行ったところ、Hは、Gの強迫を理由に本件契約を取り消す旨の意思表示を書面で行った。Bの口座に入金されていた1000万円は、すでに全額引き出されていた。Bは、入金の実事も引き出しの事実も知らないと言っている。

問 Iは、誰に対して1040万円または1000万円の支払を求めることができるか。